

令和6年門審第20号

裁 決

ヨットA漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 2人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 6人

本件について、当海難審判所は、理事官丸田稔出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年10月27日10時50分少し過ぎ

福岡県博多港第3区

2 船舶の要目

船種	船名	ヨットA	漁船B
総トン数		6.6トン	4.4トン
全長		11.21メートル	
登録長		1.66メートル	0.94メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		17キロワット	
	漁船法馬力数		302キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央にキャビン、同後方にコックピットを配し、コックピットの中央やや後方に舵輪及び機関操縦レバーを備えた操舵スタンドを装備し、高さ14.18メートルのマスト1本を有するFRP製プレジャーヨットで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、遊走の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートル、センターキール1.9メートルの喫水をもって、令和4年10月27日09時50分博多港第3区の係留地を発し、福岡県志賀島漁港に向かった。

ところで、a受審人は、令和元年9月に小型船舶操縦士の免許を取得し、翌2年2月にAを購入後、毎月1回ないし2回の頻度で乗船し、主に福岡湾内を帆走していた。

a受審人は、10時10分福岡県能古島東方沖合で機関を停止し、メイン及びジブ各セイルを展開して帆走を始め、コックピットの左舷側座席に腰を掛けて操縦に当たり、弱い南寄りの風を受けて北上し、10時38分能古島灯台から071.5度（真方位、以下同じ。）1,070メートルの地点で、針路を336度に定め、1.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、10時40分能古島北東方沖合に差し掛かったとき、左舷前方2.3海里のところに、博多港に入航するBを初認し、10

時47分能古島灯台から048.5度1,120メートルの地点に達したとき、Bが左舷船首23度1,310メートルのところとなり、その後同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中のBが帆走中の自船を避けるものと思い、Bに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a受審人は、避航を促す音響信号を行うことも、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることもなく続航し、10時50分少し前左舷船首至近にBを認め、立ち上がって手を振り大声を発したものの、10時50分少し過ぎ能古島灯台から041.5度1,170メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷船首部にBの船首部が前方から25度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の南風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、その左舷側にGPSプロッター及び機関操縦レバーを、右舷側にレーダーをそれぞれ装備したFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、同日06時00分福岡県博多漁港を発し、同県志賀島北方沖合約2海里の漁場に向かった。

b受審人は、07時00分目的の漁場に到着して操業を始め、10時20分操業を終えて同漁場を発進して帰途に就き、GPSプロッター及びヘッドアップ表示で0.75海里レンジとしたレーダーをそれぞれ作動させ、舵輪後方の椅子に腰を掛けて操縦に当たり、周囲を一見して航行の支障となる他船を認めなかったことから、10時38分半少し過ぎ能古島灯台から326度2.4海里の地点で、針路を131度に定め、12.0ノットの速力で、手動操舵によって進行し

た。

b受審人は、10時47分少し前能古島北方沖合に差し掛かったとき、左舷前方1.9海里のところに、中央航路西口を出航した高速旅客船を認め、10時47分能古島灯台から356度1,640メートルの地点に達したとき、右舷船首2度1,310メートルのところに、帆走中のAを視認することができ、その後同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、間もなく左舷側を航過する高速旅客船を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b受審人は、Aの進路を避けずに続航し、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは左舷船首部外板に凹損等を、Bは左舷船首部外板に破口等をそれぞれ生じ、のちいずれも修理され、A同乗者2人が右大腿四頭筋損傷等、胸部打撲傷等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、港則法が適用される博多港第3区において、互いに視野の内にある状況下、帆走中のAと航行中のBとが衝突したもので、港則法には、本件に適用する航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用され、同法第18条の各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、博多港第3区において、航行中のBが、見張り不十分で、帆走中のAの進路を避けなかったことによって発生したが、Aが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力

動作をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、博多港第3区において、博多漁港に向けて航行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、間もなく左舷側を航過する高速旅客船を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、帆走中のAに気付かず、同船の進路を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Aの同乗者2人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a 受審人は、博多港第3区において、志賀島漁港に向けて帆走中、左舷前方にBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中のBが帆走中の自船を避けるものと思い、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、同乗者2人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年1月29日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 神 崎 和 徳

審判官 関 昌 芳

審判官 管 啓 二